

平成三十年秋田県議会第一回定例会会議録

第十二号

議事日程第十二号

平成三十年六月二十九日(金曜日)

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十一名

一 番 薄 井 司
 三 番 吉 方 清 彦
 五 番 佐 々 木 雄 太
 七 番 鈴 木 健 太
 九 番 加 藤 麻 里
 十一 番 三 浦 茂 人
 十三 番 沼 谷 純
 十五 番 鈴 木 雄 大
 十七 番 平 山 晴 彦
 十九 番 東 海 林 洋
 二十一 番 菅 原 博 文
 二十三 番 北 林 丈 正
 二十五 番 原 幸 子
 二十八 番 石 田 寛

二 番 加 賀 屋 千 鶴 子
 四 番 石 川 徹
 六 番 杉 本 俊 比 古
 八 番 佐 藤 信 喜
 十 番 佐 藤 正 一 郎
 十二 番 小 原 正 晃
 十四 番 今 川 雄 策
 十六 番 高 橋 武 浩
 十八 番 石 川 ひとみ
 二十 番 渡 部 英 治
 二十二 番 佐 藤 雄 孝
 二十四 番 竹 下 博 英
 二十七 番 田 口 博 聡
 二十九 番 三 浦 英 一

一 番 出 席 議 員
 三 番 薄 井 司
 五 番 吉 方 清 彦
 七 番 佐 々 木 雄 太
 九 番 鈴 木 健 太
 十一 番 加 藤 麻 里
 十三 番 三 浦 茂 人
 十五 番 沼 谷 純
 十七 番 鈴 木 雄 大
 十九 番 平 山 晴 彦
 二十一 番 東 海 林 洋
 二十三 番 菅 原 博 文
 二十五 番 北 林 丈 正
 二十七 番 原 幸 子
 二十八 番 石 田 寛
 三十 番 土 谷 勝 悦
 三十二 番 近 藤 健 一 郎
 三十四 番 佐 藤 賢 一 郎
 三十六 番 柴 田 正 敏
 三十七 番 小 田 美 恵 子

二 番 加 賀 屋 千 鶴 子
 四 番 石 川 徹
 六 番 杉 本 俊 比 古
 八 番 佐 藤 信 喜
 十 番 佐 藤 正 一 郎
 十二 番 小 原 正 晃
 十四 番 今 川 雄 策
 十六 番 高 橋 武 浩
 十八 番 石 川 ひとみ
 二十 番 渡 部 英 治
 二十二 番 佐 藤 雄 孝
 二十四 番 竹 下 博 英
 二十六 番 田 口 博 聡
 二十八 番 三 浦 英 一
 三十 番 工 藤 嘉 範
 三十二 番 加 藤 嘉 範
 三十四 番 小 松 隆 明
 三十五 番 大 松 隆 明
 三十七 番 鶴 田 有 司

三十 番 土 谷 勝 悦
 三十二 番 近 藤 健 一 郎
 三十四 番 佐 藤 賢 一 郎
 三十七 番 柴 田 正 敏
 三十九 番 川 口 一
 四十一 番 鶴 田 有 司
 四十三 番 北 林 康 司
 三十一 番 工 藤 嘉 範
 三十三 番 加 藤 嘉 範
 三十五 番 小 松 隆 明
 三十八 番 大 松 隆 明
 四十 番 小 田 美 恵 子
 四十二 番 鈴 木 洋 一

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	堀井啓一
副知事	中島英史
観光文化スポーツ部理事	前川浩
総務部長	名越一郎
総務部危機管理監(兼)広報監	出口廣晴
企画振興部長	妹尾明
あきた未来創造部長	湯元巖
観光文化スポーツ部長	佐々木司
健康福祉部長	保坂学
生活環境部長	高橋修
農林水産部長	齋藤了
産業労働部長	水澤聡
建設部長	小川智弘
会計管理者(兼)出納局長	鎌田雅人

総務部次長 神部秀行

財政課長 猿田和三

教育委員会教育長 米田進

警察本部長 森末治

●議長(鶴田有司議員) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりであり、
すので、朗読を省略いたします。

議長報告 (朗読省略)

一、委員会に付託した請願は、別紙請願文書表(第二号)のとおりである。
一、委員会に送付した陳情等は、別紙陳情文書表(第二号)のとおりである。

【平成三十年第一回定例会(六月議会) 陳情・請願文書表
(各第二号)は巻末に登載】

●議長(鶴田有司議員) 日程第一、一般質問を行います。

本日は、六番杉本俊比古議員、十八番石川ひとみ議員の一般質問を許
可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(鶴田有司議員) 御異議ないものと認めます。まず、六番杉本議
員の発言を許します。

【六番(杉本俊比古議員)登壇】(拍手)

●六番(杉本俊比古議員) おはようございます。自由民主党会派の杉本
俊比古でございます。県議会議員として二度目の一般質問に立たせてい

いただきました。機会を与えていただいた先輩、同僚議員の皆様には御礼を申し上げます。また、お忙しい中、傍聴にお越しくございました皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

質問に入る前に、まず、去る五月十八日から十九日にかけての豪雨により大きな被害を被られた方々に、心からお見舞いを申し上げます。私の地元男鹿市でも、住家の全壊二棟、一部損壊二棟などの被災や田畑の冠水被害があったほか、車両通行についても、男鹿市にとって生命線とも言える国道一〇一号線の生鼻崎トンネルが、船川側出口脇の崩落により一時上下線ともに通行不能になるなど、大きな被害を被りました。こうした中、県においては、豪雨後の被災状況の把握や当面の車両通行の確保など迅速な対応をしていただき、感謝いたしております。今後の対応についても、被災者や被災地域の気持ちに寄り添った対応をしていたくようお願いを申し上げます。質問に入らせていただきます。

はじめに、観光振興について伺います。まず、北前船の寄港地フォーラムを通じた観光振興についてであります。

北前船とは、江戸時代中ごろから明治三十年代まで、大阪から瀬戸内を通り、日本海沿岸を北海道まで往来した商船のことを称します。沿岸各地の港町の経済や文化の発展に大きく貢献し、そのルートは海のシルクロードとも言われております。その後、北前船は長く途絶えておりましたが、かつての寄港地同士の連携や交流による地域活性化を目的とした「北前船寄港地フォーラム」を開催しようとする声が高まり、平成十九年十一月の酒田市での開催を皮切りに毎年開催されるようになりました。これまで二十二回を数えており、本県でも、秋田市とにかほ市で一回ずつ、男鹿市で二回と、計四回開催されております。このたび、人や文化の交流に大きな役割を果たしてきた北前船の精神を現代に生かし、日本と中国各都市との交流を拡大するため、取り組み開始以降初めて海を渡り、中国遼寧省の大連市で「第二十三回北前船寄港地フォーラム」

n大連」が開催されました。五月二十五日から二十八日にかけて行われたフォーラム及び一連の関連行事には、本県から佐竹知事を先頭に、県内の市長や町長、民間企業・団体のリーダーなど計六十六人が参加しております。私も、交流人口の拡大、観光振興への期待を抱きながら参加させていただきました。秋田市竿燈会による竿燈演技の披露もあり、今回の訪問で秋田への関心が高まったものと感じております。また、北前船関連行事に先立ち、五月二十五日に秋田県主催で行われた中国側旅行社を対象とした観光セミナーでは、知事をはじめ参加自治体の首長が、秋田の自然や食、伝統文化など、誇るべき観光資源について熱を込めてプレゼンしておられました。まさに知事をトップとした一大観光キャンペーンを展開したと実感したところであり、今後、この成果をどのように膨らませていくのか、大きな期待感を抱いたところであります。

そこで、今後、北前船を通じた観光振興をどのように図っていくのか、また、北前船寄港地フォーラムの開催は経済効果が大きいと思っておりますが、次期フォーラムの開催を誘致する考えはあるのか、知事のお考えをお伺いします。

次に、大連市との交流についてであります。

タイトな日程の中、知事をはじめ秋田市や男鹿市など各自治体の首長は、大連市政府や中国側関係者への表敬訪問を精力的に行い、私も同行させていただきました。特に私が印象に残っているのは、知事と大連市長との会話であります。豊かな自然や食、伝統文化、全国トップクラスの学力などの秋田の魅力アピールするとともに、先陣を切って大連に進出した「TDK」の創業者は秋田県人であること、秋田県人会が組織されていることなど、大連市との親近感もアピールしながら、多くの方々に秋田においていただきたいと語りかける知事に対し、大連市長は、「知事を先頭に多くの要人がおいでいただいたことに感動している」「秋田との産業・観光交流を進めるべく、早速事務レベルで調整する」、さらには、自らも「秋田を訪ねたい」と応じました。私も、大連市との

交流促進は、観光振興など様々な面で本県の活性化に資する成果が期待できるように思います。

そこで、今回の訪問を踏まえ、まずは観光交流がスタートになると思いますが、今後どのような取り組みを進めていくお考えか、知事の御所見を伺います。

次に、クルーズ船の誘致に向けた受け入れ環境の整備についてお伺いします。

帰国から数日後、男鹿市で船川港湾振興会主催の講演会が行われ、「我が国のクルーズの現状と日本海クルーズの今後の展開」と題する、一般財団法人みなと総合研究財団の副理事長、山縣宣彦氏のお話を聞く機会がありました。講演によると、現在、世界では三百七十一隻の大型クルーズ船が就航しており、世界のクルーズ船客は約二千五百万人で、今後、新造船の投入によりさらなる増加が予測されているのであります。また、中国もクルーズ船建造を進めるなど、クルーズ船ビジネスに熱心で、クルーズ旅客数は年平均三三%増加し、二〇二〇年度までに四百五十万人から五百万人に達する見通しとのことであります。

そのクルーズ船の受け入れのための港湾整備についてであります。秋田港では、県による旅客ターミナルの整備やJR東日本によるクルーズ旅客専用列車の運行等により、寄港の効果が広域的に及ぶ仕組みづくりが進んでおります。一方で、男鹿市民は、船川港へのクルーズ船寄港にも大きな期待をしております。船川港は、男鹿半島に囲まれた地理的要因から、静穏な海域を有し、これまで地域経済を支える港として役割を果たしてまいりました。さらに、このところ、飛鳥IIやつぼん丸などの日本船籍のクルーズ船に加え、昨年五月には外国船籍のクルーズ船が初入港するなど、交流人口の拡大をはじめとした新たな可能性も生まれてきております。クルーズ船の寄港に際しては、地元の婦人会や子供たちが地元で伝わる踊りや民謡、なまはげ太鼓などを披露するなど、多くの方々が心を込めて歓迎し、また見送っています。しかしながら、ク

ルーズ船が接岸する一万五千トン岸壁背後の舗装部が経年劣化による傷みが生じているほか、昨年の外国船籍のクルーズ船寄港時には、一般市民のソーラステート内の保安区域への立ち入りが制限され、歓迎に訪れた多くの市民から戸惑いの声も聞かれたところでもあります。

一度に多くの観光客が港に立ち立つクルーズ船の寄港は、寄港地のみならず、広域での観光振興や活性化に大きく寄与するものであります。県がクルーズ船誘致を積極的に進める上で、船川港の受け入れ環境の整備にも積極的に取り組まれるよう願うところであります。知事の御所見をお伺いします。

次に、地域活性化への支援についてであります。

まず、地元の動きに触れさせていただきますが、未来づくり協働プログラムによって進められてきた男鹿市の複合観光施設「オガレ」が、七月一日にブランドオープンを迎えることとなりました。これまで御支援いただいた県当局、県議会の皆様に心から感謝を申し上げます。

オガレは、男鹿の恵まれた山海の食資源や観光資源を生かして、地域の雇用創出や経済の活性化、住民サービスの向上に貢献する地域活性化の拠点を目指しております。この四月には、「道の駅おが」として国土交通省から県内三十三番目の道の駅にも登録されました。道の駅に共通する駐車場などの休憩機能や道路情報の発信機能、地域の連携機能の三つに加え、生産者が自ら販売する直販機能を併せ持つ施設として動き出します。特に、男鹿が誇る多くの魚介類については、いつでも新鮮な状態で提供できるよう急速冷凍施設が備えられ、他の道の駅との差別化も期待できます。また、開業に当たってはJR東日本秋田支社にも御協力いただいております。去年三月から、赤と青のなまはげカラーで彩った蓄電池車両アキユムが運行されているほか、男鹿駅をオガレ側に百メートルほど移設して小型風力発電を導入したエコステーションにするという、これまでにない大きな連携をしていただきました。これにより、オガレ周辺は、国道一〇一号に近接する道の駅、JRが環境活動を推進

するエコステーションのモデル駅、「みなとオアシス」に認定されている男鹿マリーナなどからなる、海の駅の三つの要素を併せ持った魅力あふれる空間になると期待しております。

しかし、人口減少下にあつて、単に箱物を造っただけでは地域が活性化するものではありません。日本農業新聞では、農家の高齢化により農作物の毎日の集出荷が困難となる例が紹介されており、継続的な施設の活用に向けて、オガレ周辺地域でも同じような課題が生ずると考えます。観光業界や農業、水産業関係者など様々な方面からの期待を受け止めながら、オール男鹿で有効活用を図っていく必要性を感じるとともに、県と男鹿市が協働で進めてきたプロジェクトであることから、県全体の発展に寄与するよう、引き続き双方の連携・協力が欠かせないものと考えます。本施設の開業を間近に控え、知事の期待感と、今後の県のサポートについてお聞かせいただききたいと思います。

次に、集落の維持・活性化についてであります。

県では、過疎化が進む地域で自立・活性化に向けて活動している集落を、「元気ムラ」として県全域に拡大する取り組みを進めており、現在「八十七地域、四百八十八集落」を数えます。県では、それぞれの地域の実情に応じた様々な支援を行っているほか、平成二十四年から毎年、集落の相互交流や新たな活動のきっかけづくりなどを目的に「あきた元気ムラ大交流会」を開催しています。昨年九月には、第六回交流会が男鹿市で開催されました。北は小坂町から南は東成瀬村まで、全県の四十の地域が参加し、地域の活動や伝統料理、新たに開発した商品などの自慢のお宝を披露したほか、企業や学生などの応援団の活動紹介なども行われ、会場は熱気に包まれておりましたが、ただ一点、気になる出品者の声を耳にしました。それは、「自分たちは高齢の仲良しグループで、若い人などにも声をかけてまで無理に輪を広げようとは思わない」という声でありました。この声の背景には、「若い人に輪を広げたい、つないでいきたいけれど、若い人がいない」といった現実があるように受け

止めたところです。やはり若い力が加わってこそ活動が持続され、地域に活力も生み出されていくものと思います。そのためにも、自慢のお宝の商品価値を高めて、収入にもつなげていこうという意気込みと取り組みが必要であると思われました。

県のホームページでは、県が進めている「GB（じっちゃん・ばっちゃん）ビジネス」の取り組みの一例が紹介されており、県内の十地域が参加してNPO法人を立ち上げ、山菜やキノコなどを首都圏スーパーなどへ共同出荷することによって、自立と拡大を目指すことにしているとのことでもあります。このGBビジネスの取り組みが多くの集落での気づきにつながり、若者を取り込むような成功例となつてほしいと願うところでもあります。私の地元男鹿市でも、「元気ムラ」として頑張っている集落があります。「守りたい秋田の里地里山五十」に認定されている「安全寺地域」であります。すばらしい景観の中で、清らかな水と恵まれた土壌から生み出されるおいしい米づくりを進めており、県内外から「美田オーナー」と呼ばれる多くのサポーターを集めて田植えや稲刈り作業を行っています。この活動に対して、毎年、中島副知事をはじめ多くの県職員にも御参加いただいております。この御支援には感謝をいたしております。活動主体である「安全寺里山保全会」では、首都圏の大手通信販売業者が開催する販売イベントに参加し、将来的には大口契約を目指すなど極めて意欲的であり、「安全寺の安心米」としてオガレへの出品も予定しております。

安全寺のお米に限らず、地域には、ブラッシュアップすることにより、地域を代表するブランド商品となる可能性を秘めているお宝が多くあります。住民が自らの地域のすばらしさに気づき、それを誇りとし、お宝として磨き上げ、地域を挙げて生産活動や収益活動を積極的に進めることで、地域の活性化につながるものと思えます。そのためには、たとえ一市町村一地域であつても、可能性を秘めた集落に対して、地域のブランドデザインを描いたり、具体的な活動につながる踏み込んだ支援が

必要と考えます。地域住民に夢を持ってもらい、若者や地域外の人々にも地域の魅力が伝わるよう関連施策の充実が求められると考えますが、現状と課題、今後の対応について、知事のお考えをお伺いします。

次に、八郎湖の諸課題についてお伺いします。
はじめに、水質保全対策についてです。

八郎湖の富栄養化による水質問題は、昭和五十二年に干拓工事が完了して東部・西部承水路と調整池などからなる閉鎖性水域となつて以来の課題で、県では、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画により、各種対策事業を進めております。現在は、平成二十五年度から三十年度を期間とする第二期計画に基づく点発生源対策、面発生源対策、さらには西部承水路の流動化や大久保湾水質対策などの湖内浄化対策が様々に行われておりますが、依然として湖水の環境基準は達成できておらず、夏場のアオコも程度の差こそあれ、毎年認められております。八郎湖は、霞ヶ浦や琵琶湖など他の指定湖沼に比べて、水田を由来とする汚濁負荷量の割合の大きいのが特徴であります。したがって、農業者の協力を得ながら、特に濁りの強くなる代かき時期を中心に水田等から流入する負荷を削減することが発生源対策の大前提であり、湖内透明度の改善や水生植物による浄化につなげていくのではないかと思います。

県では、本年度の新規事業「未来を拓く稲作イノベーション推進事業」の中で、「GPSを活用した自動運転トラクターを用いた耕うん・代かき」などの実証を行うとしております。この内容をお聞きしたとき、私は、昨年大潟村で行われた県立大学や民間企業、農業試験場などによる自動田植機の実証実験を思い出しました。GPSの活用により、代かきの濁り水を排水しなくても田植え位置が確認できるため、八郎湖の水質改善に期待できるほか、省力化によって人手不足にも効果が期待できるとの内容でした。こうした環境保全型農業を実施する水田面積を拡大させるとともに、用排水路の改修等に併せて、センサーを活用した水位や水温などのセンシング技術を組み込んだ水門の自動制御などの水管理

を行うことで、さらなる汚濁負荷の削減も可能になると考えられます。水質に関する指標が環境基準を超え、特に総合的な対策が必要な湖沼として国から指定された八郎湖は、国のモデル農村として誕生した大潟村と一体不離の存在であります。第三期湖沼水質保全計画策定年に当たる今こそ、県の取り組みを加速化させるとともに、調査が進められている国営かんがい排水事業で水質改善対策にも取り組んでもらえるよう、国に働きかけるべきであると思いますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、老朽化する排水施設への対応についてであります。
今年一月、男鹿市内の七つの土地改良区が合併し、男鹿市土地改良区として認可されました。今後、地域の中核的な土地改良区として活躍を期待しているところであります。この新土地改良区の当面の課題が、国営事業の調査の範囲外に位置する八郎潟西部干拓地の用水路と排水機の老朽化であります。調整池の男鹿市側にある八西第一から第三の排水機場及びそれらに流入する排水路は、干拓から四十年以上を経て老朽化が目立つ状況にあり、このことは調整池東部側も含めた多くの排水機場にも共通する課題であります。調整池の水位が八郎潟西部など周辺干拓地の地盤より高いため、ポンプアップによる排水を強いられるわけですが、観測史上最大などと言われる大雨が頻発する最近の気象を考えると、農業だけでなく防災の観点からも早急な対応が必要と思われ、排水路や排水機場の改修には膨大な予算が伴うことから、農業以外の課題解決に向けた改修まで、まとめて農業者が費用を負うべきとは思われません。やはり広く国営干拓事業に起因する課題と捉え、国の支援のもとに対応していくべきものと考えますが、今後いかに対応していくお考えか、知事の御所見をお伺いします。

次に、人口減少社会における市町村連携のあり方についてであります。
人口減少と言え、五年前に、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の将来人口推計により、今から二十二年後の二〇四〇年には本県の人口が七十万人に落ち込むとされ、消滅可能性都市という言葉が

衝撃的に飛び交ったのは記憶に新しいところであります。県では、こうした状況を踏まえつつも、「力強く未来を切り拓く秋田」の実現を目指して前進するため、「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」を策定し、政策分野ごとに定めた六つの「重点戦略」を柱とした施策・事業を、今まさにスタートしたところであります。

しかし、この意気込みに水を差すように、今年三月三十日に、社人研から国勢調査に基づくさらに厳しい将来人口推計が発表されました。その内容は、前回の推計と比べ、二〇四〇年の県人口がさらに二万七千人ほど少なくなつたほか、二〇四五年には約六十万人に減少するというものであります。市町村にとつても厳しい推計結果が並んでおりますが、私の地元男鹿市についても、現在の二万八千人余りの人口が、二〇四五年には六三・五％減少して一万三百人余りとなり、減少率も高齢化率も県内十三市で最も高いとの内容でありました。知事は、四月の県政協議会で、こうした人口推計に揺らぐことなく、第三期プランで掲げた目標の達成を目指すことと述べられ、私も力強く感じたところであります。息の長い取り組みが求められる課題であることは承知しつつも、将来の地域経営に大きな不安を生じさせていることも残念ながら事実であります。

社人研の推計のように、一段と人口減少が進めば、県民の脳裏にも、県や市町村が現在の行政サービスを維持していいのか、また、活力ある地域づくりなど、課題の解決に向けた施策や事業を十分に進めていけるのかという懸念が生じると思います。これまで、県や市町村は、行財政改革などを通じ、効率的な行政サービスの提供や事業の実施に努めてきたほか、生活排水処理や広域観光の分野などで連携してきており、市町村間においても、一部事務組合等の制度により、ごみ処理等の分野で連携してきております。こうした中、去る五月二十二日、県と市町村が政策を提案し合い、意見交換する、県・市町村協働政策会議が開かれたとの報道がありました。県は、人口減少が急激に進むとの推計を踏まえて、行政サービスの維持に向けて、県と市町村、あるいは市町村間の連

携のさらなる強化のため、県内三地区で共同化できる業務や機能合体が可能な分野を探り、来年度の実施に向けて積極的に提案していくとしております。

知事は、今議会に先立つ県政協議会で、今後、市町村ごとに人口減少対策を分析し、社会学の観点から、より効果的な対策のあり方の検討に踏み込んでいくとも述べておられました。行政サービスの維持や施策・事業を進めていく上で、県と市町村、または市町村同士が連携し力を合わせていくことは有効であり、ますます重要になると考えておりますが、今後どのような連携を進めていくお考えか、御所見をお伺いします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。杉本議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、観光振興でございます。

そのうち、北前船を通じた観光振興でございますが、北前船寄港地フォーラムは、かつて北前船によりもたらされました文化を地域資源として再発見し、観光振興による活性化につなげることを目的に、寄港地となつている市や町が主体となつて開催されております。このたび、海外で初めて開催されました中国大連市でのフォーラムには、国会議員も含め、日本各地から約九百名が参加し、我が国の自治体関係者や中国の地方政府関係者らが、今後の国際的な地域間連携の展開について意見交換を行ったほか、能代市、男鹿市、由利本荘市及びにかほ市の四市が、北前船寄港地として日本遺産に追加認定されたことが披露されております。

こうしたフォーラムの開催や日本遺産の認定を契機に、全国各地の北前船寄港地の連携が強化されつつあり、例えば、秋田市の土崎港曳山が酒田まつりに特別参加するなど、新たな交流の動きも出てきています。

から、今後、県としても、関係市町村や隣県と連携し、北前船寄港地が有する多様な観光コンテンツを組み合わせた広域観光ルートの形成に取り組んでまいります。また、フォーラムの開催は、経済効果はもとより、地域の発展につながる新たな交流の姿を探る上で重要な機会となることから、これまでにはない新たな視点も模索しながら、寄港地となっている市や関係市町村とともに検討してまいります。

次に、大連市との交流でございます。

このたび訪問した大連市は、六百六十万人の人口を有する、中国国内でも経済成長が著しい都市であります。また、歴史的・経済的にも我が国とつながりがあり、TDKなど日系企業も多く進出しているほか、秋田港と大連港が国際コンテナ定期航路で結ばれているなど、本県とも深い関係を有しております。さきのトップセールスにおいては、大連市長から、観光交流をはじめ様々な分野で本県との交流を進めるため、訪問団を派遣したいとの強い意向が示されました。これを受け、この八月には、市政府訪問団をお迎えし、今後の交流の方向性について意見交換するとともに、インバウンド誘客を図るため、現地旅行エージェントやメディアを招聘し、県内の魅力ある観光資源をアピールしたいと考えております。また、学力が全国トップクラスにある本県の教育に強い関心を示し、小学生や教員と交流したいとの申し入れがあったことを踏まえ、秋にはその訪問団を受け入れることとし、関連予算を本議会に提案したところであります。現地には秋田県人会も組織されており、お会いした方々からは、秋田と大連の交流の架け橋になりたいとの提案もあり、今後、県人会の力もお借りしながら、観光、産業、教育など幅広い分野において、大連市との交流の拡大につなげてまいります。

次に、クルーズ船誘致に向けた受け入れ環境の整備についてであります。

船川港では、クルーズ船の寄港回数が昨年度は過去最高の四回となり、世界的なクルーズ需要の高まりと地元の方々の熱意等が相まって、今後

も一層増えていくことが期待されます。このような中、クルーズ需要を積極的に取り込むためには、秋田ならではのおもてなしや、船舶の安全な運航を支える航路の確保など、ソフト・ハード両面での受け入れ環境の整備が不可欠であると考えております。

課題となっていた保安区域への立ち入り制限については、最小限の範囲となるよう見直しを行ったことにより、寄港の際には多くの方々からクルーズ船を間近に見ることができ、歓迎時にぎわいイベントへの参加や乗客との交流が可能となっております。今後も、男鹿市が中心となった「クルーズ船寄港歓迎実行委員会」と連携した誘致活動を行うとともに、泊地の浚渫や埠頭用地の舗装を補修するなどの施設整備を進め、寄港拡大に向けた受け入れ環境の整備に努めてまいります。

次に、地域活性化への支援について、複合観光施設オガレの活用でございます。

県では、市町村が抱える地域固有の課題を解決するため、市町村と協働して取り組む未来づくり協働プログラムを立ち上げ、観光や地域産業の振興など、多様な分野での取り組みを全市町村で展開してきております。本県を代表する観光地である男鹿市では、宿泊客数の減少などによる観光関連産業の活力の低下や水産業の低迷などが課題となっておりますが、男鹿地域ならではの自然や伝統文化といった豊富な見どころに加え、充実した宿泊機能を十分に生かすことが本県全体の観光振興につながるものと考えております。このため、「男鹿の恵みを活かす観光振興プロジェクト」では、新鮮な海の幸を前面に打ち出し、農産物や加工品など、男鹿の特産品をまるごと売り込む拠点としてオガレを整備し、このたび開業を迎えることになりました。

議員御指摘の事例については、県内でも懸念されることから、国の事業の活用も促しながら地域の実情に合った集荷システムの構築を進めるとともに、新鮮で豊富な品ぞろえや新たな地域ブランドとなる加工品の開発に加え、総合的な販売戦略の実践などについても積極的に後押しし

てまいります。

この複合観光施設であるオガレは、男鹿半島の通年型・滞在型周遊観光の実現のみならず、本県の広域観光の一大拠点となることも大いに期待しております。今後、男鹿市観光協会やJR東日本としっかりと連携しながら、国内外からのさらなる誘客を図るとともに、地域の活性化に向けた取り組みを男鹿市と一体となって強力に進めてまいります。

次に、集落の維持・活性化でございます。

県では、集落対策は集落に最も身近な市町村がその役割を担うという基本認識のもと、住民自らが地域を見詰め直した上で課題解決に向けて取り組む「元気ムラ」活動を推進し、県内全域への普及・拡大に努めてまいりました。具体的には、地域資源の活用による住民の生きがいづくりと収入確保に向けたGBビジネスを推進するとともに、買い物支援や住民の交流拠点であるお互いさまスーパーを県内三カ所に設置するなど、集落のニーズに即した取り組みを積極的に展開し、地域の活性化につなげてきたところであります。一方、人口減少や高齢化の進行により集落を取り巻く状況はより厳しさを増しており、生活交通、買い物などの日常生活を支える機能が低下し、小規模集落ではその存続さえも見通せない地域も始めております。

このような中で、地域における暮らしを持続可能なものとするためには、それぞれの課題や資源を見詰め直し、住民自らが地域の将来像を描くことが重要であることから、一つの集落だけでは解決できない課題については、広域的なネットワークを構築することにより、その解決を目指す必要があるとあります。このため、地域活動を支える若者のチャレンジを積極的に後押しするなど、担い手の確保に努めるとともに、新たなコミュニティ生活圏の形成に向け、例えば小学校区を一つのエリアとして捉え直すなど、集落の枠を超えた地域づくりについて、市町村と一体となって検討してまいります。

次に、八郎湖の諸課題でございます。

まず、水質保全対策でございますが、県では、これまで第二期湖沼水

質保全計画に基づき、下水道の整備や田植え前の落水管理などの発生源対策を進めるとともに、アオコ遡上防止用フェンスの設置やアオコ破碎装置の運用のほか、高濃度酸素水による浄化対策に取り組んでまいりました。こうした取り組みにより、代表的な水質指標であるCODなど一部で改善の兆しがあるほか、アオコ発生に伴う流域住民からの苦情も減少してきております。しかし、水質は依然として環境基準を超える状態にあることから、第三期計画策定に当たっては、有識者で構成する八郎湖水質保全対策検討専門委員会において新たな取り組みを検討していくこととしております。特に、農地由来の汚濁負荷の割合が大きいことから、耕起後の代かきを行わない無代かき栽培など、環境保全型農業の普及拡大に取り組むほか、県立大学を中心とするコンソーシアムが実施しているGPSを活用した田植え機による水質保全実証実験についても、その成果を取り込んでまいりたいと考えております。さらに、国営干拓事業によって整備された幹線水路等の施設について、東北農政局が改修に向けた調査を行っており、その中で農業用排水の水質保全対策について検討していることから、水質改善に実効性のある事業となるよう、国に強く働きかけてまいります。

八郎湖の水質改善は、県民共通の願いとして長期的な視点から取り組んでいく必要があることから、関係機関と連携し、あらゆる可能性を探りながら全力で取り組んでまいります。

次に、排水施設の老朽化対策でございます。

八郎湖周辺には二十三カ所の排水機場が整備されておりますが、その多くは老朽化が進み、排水能力が著しく低下していることに加え、近年、宅地化を含め、農地の改廃の進行により水田の貯留効果が低下し、大雨の際には水路等が急激に増水することから、被害が発生しやすくなっているものと認識しております。このため、県では、これまで十四カ所で改修に向けた調査事業を実施し、このうち終了した五カ所において、今

年度から順次工事に着手するほか、調査未実施の九カ所については、関連予算を本議会に提案しているところであります。また、これらの排水機場の改修は、受益面積が小さく、国営事業の対象にならないことから、今年度は、国の防災・減災事業により県営事業として進めており、今後とも、できるだけ農家負担が少なくなるよう、国庫補助事業を有効に活用しながら早期着工に努めてまいります。

最後に、人口減少社会における市町村との連携でございます。

県では、これまで、市町村の生活排水処理や道路・橋梁の維持管理の分野で、汚泥処理の広域共同化や点検業務の一括発注に取り組むなど、市町村と連携して人口減少社会への対応を進めてきているところであります。しかしながら、このたびの国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、人口減少や高齢化がこれまでの想定よりも一段と進むとされていることから、従来にも増して強い危機感を抱いており、市町村の行政サービスを将来も安定的に提供していくためには、様々な分野でこれまで以上に連携を強化していくことが重要であると考えております。このため、今後は、産業振興や観光振興を含む広範囲な分野で、県と市町村、あるいは市町村間の連携の取り組みを拡大していくほか、それぞれの強みや特徴を生かせるよう、市町村同士が役割を分担する連携も促進していく必要があり、例えば、市町村がその区域を越えて他市町村の住民にサービスを提供するなど、柔軟かつ新たな発想で取り組むこととしております。

現在、県では、庁内において連携の対象となる施策・事業の掘り起こしを行うとともに、市町村における現状の取り組みや新たな連携に対するニーズの把握を行っているところであり、地域ごとに関係市町村と協議を進めながら、順次その具体化を図ってまいります。

以上でございます。

●議長（鶴田有司議員） 六番杉本議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は十一時五分といたします。

午前十時四十五分休憩

午前十一時五分再開

出 席 席 員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
出 席 席 員	四十名			
一 番	薄 井 司	二 番	加 賀 屋 千 鶴 子	
三 番	吉 方 清 彦	四 番	石 川 徹	
五 番	佐 々 木 雄 太	六 番	杉 本 俊 比 古	
七 番	鈴 木 健 太	八 番	佐 藤 信 喜	
九 番	加 藤 麻 里	十 番	佐 藤 正 一 郎	
十 一 番	三 浦 茂 人	十 二 番	小 原 正 晃	
十 三 番	沼 谷 純	十 四 番	今 川 雄 策	
十 五 番	鈴 木 雄 大	十 六 番	高 橋 武 浩	
十 七 番	平 山 晴 彦	十 八 番	石 川 ひとみ	
十 九 番	東 海 林 洋	二 十 番	渡 部 英 治	
二 十 一 番	菅 原 博 文	二 十 二 番	佐 藤 雄 孝	
二 十 三 番	北 林 丈 正	二 十 四 番	竹 下 博 英	
二 十 五 番	原 幸 子	二 十 七 番	田 口 聡	
二 十 八 番	石 田 寛	二 十 九 番	三 浦 英 一	
三 十 番	土 谷 勝 悦	三 十 一 番	工 藤 嘉 範	
三 十 二 番	近 藤 健 一 郎	三 十 三 番	加 藤 鉦 一	
三 十 四 番	佐 藤 賢 一 郎	三 十 五 番	小 松 隆 明	
三 十 七 番	柴 田 正 敏	三 十 八 番	大 関 衛	
三 十 九 番	川 口 一	四 十 番	小 田 美 恵 子	
四 十 二 番	鈴 木 洋 一	四 十 三 番	北 林 康 司	

休憩前に同じ

地方自治法第二百二十一条による出席者

●副議長（竹下博英議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十八番石川議員の発言を許します。

【十八番（石川ひとみ議員）登壇】（拍手）

●十八番（石川ひとみ議員） おはようございます。社民党会派の石川ひとみです。質問の機会を与えてくださいました議員各位にお礼を申し上げます。また、ちよつとお天気を心配しておりましたけれども、傍聴にいらしてくださいました皆様に感謝を申し上げ、質問に移っていききたいと思います。

はじめにイーリス・アショア配備についてお伺いをします。

六月一日、イーリス・アショアに関する説明で、福田防衛大臣政務官や五味防衛政策局戦略企画課長などが県庁に來られました。これまでも配備候補地として報道で知らされていましたが、正式に動き出したというのでしょうか。その後も、十四日、秋田県議会・秋田市議会の説明会、十七日は近隣住民代表者等への説明会、そして二十二日には小野寺防衛大臣が來秋し、知事、秋田市長、そしてそれぞれの議会議長にお会いになっています。六月五日に県と秋田市が東北防衛局に文書で申し入れをしたからとはいえ、ここに来て矢継ぎ早に対応していることに違和感を覚えます。また、県議会全員協議会前日に、なぜ特定会派の議員に説明したかと尋ねられ、深澤東北防衛局長は、「日ごろお世話になってる先生たちに」と話されました。この言葉に憤りを感じました。私も、自衛隊の皆様が災害時に献身的に活動されていることに感謝し、自衛隊の皆様の命を大切に考えています。何より国税を投入しての防衛省、自衛隊であるはずで、説明を受けたその方たちだけのものではないはずで、

さて、説明の内容といえば、「住民の理解と協力を得る」と言いながら「可及的速やか」と、住宅密集地である秋田市陸上自衛隊新屋演習場

を「最適候補地」と繰り返すばかりです。これでは、夏以降調査に入るとの前提があつてのことだろうと、住民は不信感が増し、とても納得いかないでしょう。今、米朝首脳会談が行われ、米韓合同演習も中止をして朝鮮半島の緊張緩和と北朝鮮の核兵器破棄・非核化につなげようとしている動きの中、なぜ急ぐようにしてイーリス・アショアを配備しなければならぬのでしょうか。平和的外交にかじを切り、北朝鮮との対話を進めることが、何より拉致問題解決にもつながると考えます。

イーリス・アショアは、一基当たり一千億円と言われ、アメリカから導入を予定しているのは日本だけです。なぜなのか。また、迎撃範囲としては、海上自衛隊のイーリス艦一隻で、ほぼ日本全国をカバーできるとも言われる中、イーリス・アショア二基で日本全体を守るといえるのは、一体どこからの攻撃への対応なのか。さらに、無線LANと同じ周波数で、電波の強度は総務省の電波防護指針に沿ってというが、携帯電話基地局二十万基分とも言われているレーダーの配備で、人体やドクターヘリなどに影響がないのか。イーリス艦乗組員は交代できるが、アショアは定位置配備で、二十四時間三百六十五日、住民は逃れられないのです。いろいろ疑問は尽きません。

何はともあれ、世界に例のない住宅密集地への配備は、私は絶対反対です。

そこで、幾つか知事に質問します。

まず、電磁波による人体への影響についてです。

五味課長は、レーダーは人に向けるのではなく——当然、人に向けられたら大変です。上に向けるのであり、X線、ガンマ線と違い、人体に影響のない電波である。国の電波防護指針は、相当程度安全性の高いものであると言いました。果たしてそうでしょうか。日本の安全基準は世界レベルよりかなり緩いとも言われ、通常より強いレーダーが照射されれば、サイドローブ、すなわち横から漏れた電磁波が周辺に広がり、影響がないとは言えないとも言われています。日本の防衛省に任せるので

はなく、科学的・医学的見地に立った助言・指導を得るため、専門家や医師、学者などを構成メンバーとした秋田県独自の専門委員会を設置するお考えはないでしょうか、お伺いします。

次に、平常時だけではなく、有事の想定もしなければ安心できません。テロを含む攻撃対象への懸念に、五味課長は、アシヨアを設置することで核兵器発射をとどまらせる、抑止力になる、不安を除くよう適切な警備体制を敷くと答えていました。しかし、いみじくも十七日の住民代表への説明会の際、「負の遺産になるようなものを残すということはあつてはならない」と述べております。負の遺産になる可能性があるともとれるでしょう。外的攻撃に最大限防御すると言いますが、一〇〇%とは言えません。万が一、核弾頭を搭載したミサイルが着弾すれば、破壊力は広島島の原爆の十倍から二十倍とも言われています。広島原爆は上空約六百メートルで炸裂し、あのような被害があり、今日まで人々を苦しめている現状です。着弾しない場合も含め、半径五百メートル、一キロメートル、十キロメートルといった段階で、人的被害・物的被害を想定し明確に提示をしていただきたいと思えます。有事となれば、もはや秋田市だけの問題ではなく、近隣市町村、秋田県全体まで及ぶといったシミュレーションが必要です。命にかかわることですから、努力しますというだけではだめです。明確に示すことが、市民・県民のイージス・アシヨア配備の判断材料として一番大切なことです。防衛省に求めることはもちろん、県としても早急にデータを示すべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、知事は秋田市長の経験をお持ちですから御承知でしょう。土崎空襲の悲劇を体験した秋田市は、あらゆる国の、あらゆる核兵器の廃絶、核兵器全面禁止を全世界に強く訴え、同時に、秋田市を核戦争の惨禍に巻き込むような動きを未然に防ぐため全力を挙げるとして、非核平和都市宣言に関する決議を一九八四年十二月二十四日に行っています。「非核平和都市」宣言をしている秋田市に、イージス・アシヨアをそもそも配

備できるものでしょうか。

さて、残念ながら今の流れは配備ありきです。六月二十一日、東北防衛局が行った測量調査と土質調査の入札公告によれば、開札日時は八月二日で、履行期限はそれぞれ来年一月三十一日と三月三十一日となっています。調査は淡々と進むのでしょうか。調査の結果は包み隠さず、情報・データを公開していただくよう、ぜひ国に求めていると思います。知事には「県民の生命と財産を守る」責務があります。私は、「住民不安が解消されない限り、国には調査や配備を強行させない」という毅然とした姿勢で対応していただきたいと切に願っています。知事のお考えをお伺いします。

次に、健康寿命日本一についてお伺いします。

最初に、がん対策です。

知事は、十年後、健康寿命日本一を目指すと話されています。しかし実態は、がんや脳・循環器疾患などの生活習慣病による死亡率が高い状況が続いています。本県のがん死亡者数は四千百人で、昨年より百四十二人減少したとはいえ、二十一年連続ワーストワンであります。人口減が進んでいる秋田県で四千百人という命が失われていることを軽視できません。また、国立がんセンター発の推計では、若年がんは年二万人が発症していると言います。一人でも二人でも亡くなる方が減少することを願っています。

本県は、受動喫煙防止に努めるとして、秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインを作成、平成二十八年四月一日から施行となりました。その一環として、この十月から県庁舎の敷地内禁煙が始まります。また、たばこの煙のない健康空間「受動喫煙防止宣言施設」を募集し、平成三十年五月三十一日現在、三百二十九施設となっています。受動喫煙の健康被害は極めて憂慮すべきことであり、たばこの煙で困ることのない地域を目指していくことが必要です。

県で実施した「事業所等における受動喫煙防止に関する調査」の結果

を見ると、受動喫煙防止の環境整備には、事業者だけでなく利用者と従業員の理解と協力も必要であるとの回答が最も多くなっています。このことから、広く社会に正しい知識の普及や受動喫煙防止の重要性を理解してもらうことが必要で、がん予防対策の観点においても県が率先して啓発活動を行っていくべきと考えますがいかがでしょうか、知事にお伺いします。

次に、乳がんの予防についてです。

平成二十八年六月一日、私が紹介議員として福祉環境委員会と教育公安委員会にそれぞれ請願を提出しています。いずれも今日まで継続審査となつていますが、中身は乳がんに関する項目を健康診断に付加することを求めるものと、教育現場において乳がんについての知識の普及・啓発を求めるものです。それは、三十九歳の娘さんが乳がんになり、唯一、自分の触診で気づけるがんだと言われていることから、乳がんになる人を一人でも少なくできればとの思いで、お父さんからの提出でした。お嬢さんは胸のところにおできができて、それが悪化しうんでいるとしか認識せず、会社の検診で心電図をとる際も、看護師さんにそう答えています。そのとき既に転移していたのです。お父さんは、娘に乳がんについての知識が少しでもあれば、看護師さんがもう一歩踏み込んで病院での受診をアドバイスしてくれていればと話しておられました。残念ながら今年一月、四十二歳でこの女性が亡くなりました。御冥福をお祈り申し上げます、お父さんの思いが達成されることを願って質問します。

唯一、自己触診で気づけるとは言いますが、女性が自分の胸に触れること自体、ちゅうちよすることが多いものです。そこで、乳がんに関する項目を健康診断に付加することについて、そして教育現場における乳がんの知識の普及・啓発についての取り組みについて、現況はどうなっているでしょうか。また、取り組みが進んでいないとすれば、何が課題で、実現するためにはどんなことが考えられますか。知事と教育長にそれぞれお伺いします。

次に、健康づくりについてです。

県では、健康寿命日本一への挑戦を進めており、県民一丸となった健康づくりに取り組んでいます。昨年、東大スポーツ健康マネジメント研究会で進めている十坪ジムのを、東大駒場キャンパスで見学する機会がありました。十坪という小規模スペースで、スポーツ選手や高齢者が運動器具を利用していました。今や県内でも、市民センターなどへ運動器材配備や、民間経営のスポーツジムが増えました。それだけ健康への関心、体力づくりへの意欲が高いということでしょう。十坪ジムの秋田県も進めてみてはいかがでしょうか。

そこで、公的施設の利用状況についてお伺いします。

最初に、スポーツ科学センターについてです。

スポーツ科学センターは、昭和五十四年設立ですから既に四十年になりました。器材も十年くらい使うので、修繕費等は百万円単位でかかっていると言います。県民の健康づくりはもとより、スポーツ科学、データを活用したトップアスリートの育成支援を行うためにも、スポーツ科学センターの機能強化も重要と考えますが、今後のあり方も含めてお聞かせください。

また、県内に三カ所のシルバーエリアがあり、幅広い世代へ健康増進や生きがいのための役割を果たしていると思えますが、現在の利用状況と今後の期待される役割についてお聞かせください。

次に、ひきこもり・若者の自立支援についてお伺いします。

平成二十八年国の調査による秋田県内の十五歳から三十九歳までのひきこもりの推定人数は、三千三百人とされています。秋田県ひきこもり相談支援センターが平成二十五年に設置されましたが、平成二十九年度では、電話相談延べ二百七十七件、直接面接に来た方が延べ二百八件とのことです。また、巡回相談も一年で六地区行ったとのことですが、相談から見えてきた課題等はどんなことが挙げられますか。

また、ひきこもりの若者に社会参加のきっかけを与えてあげることが

大事と考えます。県では社会とのつながり支援事業を実施しておりますが、今後どのように取り組まれるか、見直しをお聞かせください。

厚生労働省が設置した地域若者サポートステーションは、平成三十年、全国百七十五カ所あり、そのうち秋田県内は、あきた若者サポートステーションと秋田県南若者サポートステーションよこての二カ所です。それぞれ相談業務や独自の事業を通して自立支援の取り組みをされていますが、二カ所で十分とは言えません。県北において取り組む考えはないでしょうか、お聞かせください。

また、県内に居場所運営を通じて支援活動をされている団体が二十あります。このような団体を支援している、若者の居場所ステップアップ事業が平成三十年で終わりになるようですが、今後の対応について伺います。

次に、会計年度任用職員について伺います。

二〇一六年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約六十四万人とされ、今や自治体職員の三人に一人が臨時・非常勤職員です。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立、平成二十九年五月十七日に公布されました。「会計年度任用職員」とは、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職で、平成三十二年四月一日施行となっています。各自治体の条例改正、人事・給与システムの改修、関係する臨時職員・非常勤職員等への十分な周知期間が必要との判断で三年もの準備期間を設けたのでしょうか。

そこで質問です。

常勤職員を増員するお考えはないのでしょうか。国において、この五月末までに各自治体の実態や検討状況などを調査すると聞いていますが、その調査結果はどうなっているか。また、制度導入で財政負担の増加も見込まれると想定されますが、必要な財源手当はどう予定されているのか、現時点の状況をお知らせください。

非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動

向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を踏まえた「会計年度任用職員制度」の運用を行う必要があると考えます。また、現在の臨時的任用において、前の任期との間に一定の空白期間を設ける例がありますが、その対象となる人の処遇改善を図る必要があると思いますがいかがでしょうか。

併せて、平成三十二年からの導入に向けて、県は組合との協議を含め、今後どのようなスケジュールで進めていく予定なのかお知らせください。

次に、教職員の多忙化解消について、教育長にお伺いします。

昨年の六月議会において、米田教育長は、市町村教育委員会を通じて各学校への指導を依頼し、教職員の負担軽減に努めていくとの御答弁でした。今年三月には、県教育委員会は「二〇一八教職員が実感できる多忙化防止計画」を策定し、時間外勤務の上限を月四十五時間以内と明記されたことは、大きな前進と評価するものです。また、今年の五月二十四日には、全県市町村教育委員会委員長・教育長会議が開催され、学校の多忙化の現状や解消に向けた取り組みについて意見交換がされました。参加者からは、「勤務記録の提出を求めて実態を把握し、一人一人が勤務時間を見直す必要がある」との意見が出たとのことです。勤務実態や時間外労働の算定には、出勤時間と退勤時間がしっかりと把握され、正確に記録されることが重要であり、そのためには、各学校におけるタイムカードの普及が不可欠であると考えます。県内の学校におけるタイムカードの普及状況と、今後の見直しをお聞かせください。

また、時間外労働の数字が明らかになったとはいえ、業務量が減らないことには、その仕事はどうするということですが、自宅に持ち帰るのでは本末転倒、さらに過重労働が見えなくなりますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

また、部活動指導員についてもお伺いしました。人材確保や身分等の課題があることから、当面はニーズを把握されるということでしたが、

結果はいかがでしたでしょうか。これまでの第一・第三日曜日は部活動を休むに加えて、週の土曜日か日曜プラス平日一日を休むとなり、前進と捉えるものですが、試合や大会などは土日開催がほとんどです。代替休暇が必要になるものと思います。この点については、きちんと守られるよう推移を注視していくことが必要と考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、まちづくりと立地適正化計画についてお伺いします。

都市内部で、空き地・空き家等の低利用・未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する、いわゆる都市のスポンジ化対策を総合的に推進するとして、国土交通省は二〇一四年、「都市再生特別措置法」を一部改正し、コンパクトシティの形成に向けた具体的な取り組みを進めようとしています。これを受けて秋田市は、今年の三月三十日、「立地適正化計画」を策定しました。秋田市以外、大仙市、湯沢市が計画を策定していますが、各市町村も計画策定に進んでいくでしょう。計画策定によりコンパクトなまちづくりが進んでいくと、移り住んだ方々の家はそのまま取り残され、結果的に市街地周辺部に空き家ができてしまうことになりませんか。県として、人口減少会における土地利用のあり方をどう考え、数十年後のまちづくりをどう考えているでしょうか。三期プランにもうたっていますが、今から取り組まないといけない大きな問題と思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

最後に、再犯防止についてお伺いします。

平成二十八年十二月成立した「再犯防止等の推進に関する法律」を受け、平成三十年度から五年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」が、昨年の十二月に閣議決定されました。内容としては、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国、地方公共団体、民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進することなど五つの基本方針と、就労・住居の確保、学校等と連携した修学支援など七つの重点課題が掲げられています。さきの二月議会では、高齢者や障害者については地域

生活定着支援センター等で支援する体制がつくられているが、福祉的支援が必要な方以外の人は十分な情報が得られず、必要な情報が地方公共団体に提供されることを期待する、地域の受け入れや見守り体制の整備に向けて、関係機関との協議を進めるといふものでした。日数がそれほど経過してはいませんが、その後の状況はいかがでしょうか。兵庫県では、再犯防止対策関係機関連絡会議なるものを立ち上げています。本県としてはどのようなことを考えておられるでしょうか、お聞かせください。

秋田県は、刑法犯認知件数は最も低い水準にあるようですが、再犯者率は残念ながら約五〇%、ほぼ二人に一人です。再犯につながる要因の一つに、安定した職業につけない、よって生活が安定しないということが挙げられます。就職には卒業資格が大きなポイントとなることが実態でしょう。非行を未然に防ぐことはもちろんですが、犯罪・非行を止めた後、矯正施設・保護観察所と学校関係者の相互理解や、矯正施設在所者の復学・進学時における特別な配慮も必要と考えます。

そこで、非行等を理由とする修学中断の防止の観点で、どのようなことが行われているものでしょうか。また、そのことを通して見えてくる課題などがあればお聞かせください。

これで一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●副議長（竹下博英議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 石川ひとみ議員の一般質問にお答え申し上げます。まず、イージス・アシオアについてであります。

防衛政策は国の役割と責任に属するものであることから、電磁波による被害などイージス・アシオアの配備に伴う住民の健康への影響や、ミサイル着弾など有事の際の被害想定に関することについては、国が自らの責任と費用負担のもと、科学的な根拠を示して説明すべきものと考え

ております。

新屋演習場が最適候補地とされていることに関しては、演習場が狭く、周囲に緩衝地帯がないことや、住宅地に隣接していることなどから、住民の安全・安心の確保の面で不安がありますが、防衛省からこれまで具体的な説明はなされておりません。このため、小野寺防衛大臣と会談した際に、県民の皆様から寄せられました意見や全員協議会での議論を踏まえ、県として分析した一定程度専門的な見地からの問題点等も加えた詳細な質問状を渡し、文書による回答を求めるとともに、調査結果を公表した上で、客観的なデータに基づく具体的な説明を行うよう要請したところでございます。

防衛政策上の事案については、機密事項に関するものが多く、また、専門家の間においても意見が様々であり、地方公共団体が詳細に分析することは困難であります。このような中、防衛省からは、東北防衛局が主体となり住民への説明を行っていく考えが示されたところであり、調査の内容や結果について、住民にしっかりと説明するよう求めてまいります。

なお、国際情勢の先行きが不透明な中、国民の生命や領土を守るため、国防上の一定の備えは必要と考えておりますが、世界唯一の被爆国である我が国としては、核兵器のない世界の実現に向け、最大限の外交努力を行っていくことも重要であります。

新屋演習場をイージス・アシオアの配備地とすることについては、これまでの防衛省の説明を聞き限り疑問を抱かざるを得ない状況にあり、質問状への回答や調査結果などを見極めながら、慎重かつ厳しく対応してまいります。

次に、健康寿命日本一について、がん対策でございます。

がんは生活習慣とのかかわりが大きく、とりわけ、たばこの煙は大きなリスク要因であることから、非喫煙者が望まない受動喫煙を防止することが重要であります。このため、県では、街頭キャンペーンやフォー

ラムを実施してきたほか、今年度からは新たに、「たばこの煙で困った気持ち」を施設管理者に伝えるメッセージカードの配布や、県内大学生を対象とした意識調査等に取り組むこととしております。さらに、「受動喫煙防止宣言施設」の一層の増加を図るため、企業訪問、健康経営セミナー、広報紙など、様々な機会や媒体を活用して周知に努めてまいります。

健康寿命日本一に向けて、健康づくり県民運動推進協議会と連携しながら、健康秋田いきいきアクションプランに掲げます「受動喫煙ゼロ、そして禁煙」の目標を達成し、受動喫煙のない社会を目指してまいります。

次に、乳がんでございます。

国のがん検診の指針では、乳がんの検診項目は、問診とマンモグラフィの併用となっております。県内では事業所等が行う健康診断に乳がん検診を取り入れるところが少ないことから、問診とマンモグラフィを併用したがん検診を取り入れるよう、関係機関等に強く働きかけてまいります。

県では、科学的根拠に基づくがん検診を促進するため、検診を行う市町村に対し受診者の自己負担額相当分を補助し、受診しやすい環境を整備しているほか、国でも、一定年齢に達した乳がん検診対象者にクーポン券を配布するなど、検診受診率の向上に努めております。また、若い方に対しては、乳がんに関する正しい知識について啓発することが重要であることから、基本的な情報や自己検診の方法などを記載したリーフレットを作成し、県民に配布しております。

今後は、こうした取り組みを職域にも広めるとともに、地域や企業での出前講座を行うなど、様々な機会を捉えて、乳がんに関する正しい知識の普及に努めてまいります。

次に、健康づくりについて、スポーツ科学センターでございます。

昭和五十四年に設立されましたスポーツ科学センターは、県民の健康

の保持・増進と競技力向上の中核的な機関として、健康教室の開催やスポーツ指導者の養成、スポーツ医学的研究など様々な取り組みを実施し、本県スポーツの推進に貢献してまいりました。

一般県民を対象としました健康づくりについては、年齢や運動経験の有無にかかわらず、一人ひとりが自らの体力に応じて取り組める円熟体操や太極拳教室、さらには体力づくりのためのトレーニングや体力診断などを実施し、年間延べ七万五千人を超える県民に利用されている状況にあります。

アスリートを対象としました競技力向上に関する支援については、専門的な測定装置による診断やスポーツ栄養学研修などのほか、オリンピックメダリストの育成を目的に実施している「アスリート輩出のためのタレント発掘事業」により、フェンシング競技の世界選手権に複数のジュニア選手が出場するなどの成果を挙げております。

今後も、体力診断やトレーニングに使用する機器等の計画的な整備・更新を行いながら、アスリートに対する支援をより充実させるとともに、これまでのアスリートの強化を通じて蓄積されました科学的なトレーニングのノウハウを一般県民の健康づくりプログラムに還元できましますよう、関係機関と連携した取り組みを進めるなど、引き続き、生涯スポーツの推進と競技力向上の拠点としての機能強化に努めてまいります。

なお、設立当時に比べ、スポーツ科学の分野も大きく変化していることから、年月を経たスポーツ科学センターの今後のあり方について、検討の時期に入ってきているものと感じております。

シルバーエリアでございますが、県内三方所のシルバーエリアは、健康づくりや生きがいづくりに気軽に利用できる施設として、高齢者のみならず幅広い世代の方々に利用されており、平成二十九年度におけます利用者数は、天井の耐震化工事の影響で前年度よりも若干減少したものの、合わせて約十六万三千人となっております。また、プールや運動広場などの利用のほか、ヨガ、太極拳などの健康づくりや陶芸、茶道など

の生きがいづくりに関する教室、スポーツ大会などが定期的に開催されております。

今後も、世代間交流の拠点施設として、健康づくりに対する県民の意欲の高まりに応えられるよう、魅力的な事業の実施に向けて指定管理者と協議してまいります。

なお、県内でも民間のスポーツジムが増えているほか、市町村においても集会施設の一部に運動器具を設置するなど、健康づくりの意識が高まっていることから、一定のプログラムの中で効果的に成果を上げられる十坪ジムについても、市町村や民間事業者と情報共有を図りながら普及拡大に努めてまいります。

次に、ひきこもりと若者の自立支援でございます。

ひきこもりの支援でございますが、ひきこもり相談支援センターには、ひきこもり状態にある本人に、どうかして社会に出てもらいたいという家族の切実な相談が多く寄せられているところでもあります。一方で、近隣への世間体などにより、ひきこもりであることを相談しづらいことから、相談者は支援を要する人の一部に過ぎないことに加え、家族や本人の状態に応じた段階的な支援が必要であり、解決には長い時間を要することが課題となっております。このため、相談窓口の周知を図り、地域連絡協議会による支援者間の連携などにより相談に応ずる環境を整備しますとともに、家族の悩みを共有する場を提供することが重要であるものと考えております。

「社会とのつながり支援事業」については、ひきこもりの方の社会参加体験の機会の提供のため、地域の事業者等から職親として御協力いただきながら実施しており、職親登録は七十カ所となったところであります。現在、十一人が小売業や農作業等を通じ日常生活のリズムや自信の回復を図っており、継続して通っている方の中には、体験日数が増えるなど社会参加への意欲の増加が見られるようになっております。

今後、各地域での職親登録の一層の増加に努めるとともに、社会参加

体験後の本人や家族の希望、能力に合った生活の支援に向けて関係者と連携を図りながら、社会への一步を踏み出す方が一人でも多くなるよう取り組んでまいります。

次に、若者の自立支援でございます。

地域若者サポートステーションについては、国が秋田市と横手市の二カ所に設置しており、それぞれ県央・県北地区と県南地区を管轄しております。国では、対象地域の一部を管轄する常設サテライトの設置を進めており、こうした国の動向を注視しながら、市町村や支援団体等におけるニーズを踏まえ、県北地区への設置の可能性について探ってまいります。

また、県では、平成二十六年度から、ニートなど社会的自立に困難を有する若者が社会へ踏み出せるよう、若者同士のコミュニケーションや就労意欲の醸成の場として、全県域に「若者の居場所」の設置を進め、そこから意欲ある若者をサポートステーションにつなぐなど、地域で若者を支える体制を整備してきております。現在、二十カ所において「若者の居場所」が開設され、サポートステーションと合わせて毎年度百名を超える若者の就職や進学などに結びついており、一定の効果があらわれてきたものと考えております。

今後、「若者の居場所」の運営に関しては、これまで課題であった人材確保のためのボランティア養成講座を実施するなど、関係団体等と連携を図りながら、若者が身近な地域でいつでも相談等ができるよう、体制の整備に努めてまいります。

次に、会計年度任用職員でございます。

現在、県では、会計年度任用職員制度の導入に向け、全ての臨時・非常勤職員の職務内容を精査しつつ、新制度での職員任用のあり方などを検討しております。国の実態調査では、現時点での人事当局の見込みを求められたものでありますが、現状の臨時的任用職員の約三割と、特別職非常勤職員の約七割が、会計年度任用職員に移行する見込みとなつ

ております。制度導入に伴う財政措置については、国において検討している状況であり、今後、その動向を注視してまいります。

処遇の改善については、会計年度任用職員に対し、非常勤職員には支給しない期末手当の支給を可能とすることや、給与決定において、類似する職務に従事する常勤職員の初号給を基礎とする考え方が示されたことなど、正規と非正規の待遇差の解消に向け一定の措置が講じられたものと認識しており、いわゆる空白期間については、法改正等の趣旨を踏まえて、他の任命権者と連携しながら適切に対応してまいります。

今後のスケジュールについては、この夏に、総務省から制度導入に向けた事務処理マニュアルの改訂版が示される予定であり、その内容を踏まえ、任用方法や勤務条件などさらに詳細の検討を進め、職員団体とも協議の上、来年度前半には関係条例案を提出してまいりたいと考えております。

まちづくりと立地適正化計画でございます。

市町村が定める立地適正化計画は、医療・福祉・商業施設等の都市機能や居住を誘導する区域を定め、緩やかな誘導を図ることにより、地域の実情に沿った暮らしやすいコンパクトなまちづくりを進めるものであります。また、市街地周辺部などに発生する空き家への対応については、既存住宅ストックの有効活用や良好な住環境維持の観点から配慮することも必要であり、こうした地域のあり方については、一義的には、市町村が計画策定プロセスの中で住民とともに議論し、将来像を描いていくべきものと考えております。

県としましては、引き続き、立地適正化計画策定への支援を行うとともに、第三期ふるさと秋田元氣創造プランに掲げます中心市街地の活性化や、交通ネットワークの整備などにスピード感を持って取り組み、人口減少下においても持続可能なまちづくりに努めてまいります。

次に、再犯防止でございます。

県では、再犯防止推進法の成立を受けて、これまで六回にわたり、保

護観察所や検察庁、刑務所、少年鑑別所などと打ち合わせ会議を開催してまいったところであります。会議では、再犯者の就労支援や薬物依存者への対応など、毎回テーマを絞って意見交換を行っており、その中で再犯者に関する情報共有の必要性についても、県の意見を関係機関に伝えていくところであります。この会議は、今後も二カ月に一回のペースで、民間協力者の活動促進や学校等と連携した修学支援など、国の計画の重点課題を主なテーマにして開催することを予定しております。

また、来年度には、法務関係機関のほか、保護司会連合会などの民間団体や地域生活定着支援センター等を構成メンバーとする「再犯防止推進協議会」を設置して、県の再犯防止推進計画を策定することにいたしております。

次に、非行等による修学中断を防ぐための取り組みについてですが、法務関係機関等において、高校での非行防止教室や小・中学生を対象にした作文コンクール等の啓発活動に加え、矯正施設入所者等の進学・復学に向けた学習指導などを行っているほか、保護司会やBBS会等の民間ボランティアにおいても、立ち直りに向けた様々な支援が行われているところであります。こうした取り組みをさらに広げていくためには、法務関係機関等と教育機関とが日常的に連携協力していく体制づくりが必要であり、今後、打ち合わせ会議等で意見交換の場を設けながら、県計画の中に盛り込む具体策を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】

●教育委員会教育長（米田進君） 石川議員から御質問のありました、乳がんについてお答えいたします。

国が策定したがん対策推進基本計画では、学校においては、がんについて正しく理解させ、健康と命の大切さについて主体的に考える力を身につけさせることを目標に掲げており、児童・生徒の発達の段階に応じ

た指導を行うことが示されております。このことを踏まえ、県教育委員会では、各学校において、体育科・保健体育科の授業を中心とした取り組みを推進するよう指導しているところであります。また、中等学校において「がん教室」を実施し、専門医からの講話と乳がん等経験者からの体験談を聞き、生徒同士の話し合いを通して早期発見や早期治療につながる検診の必要性などを理解し、自らの健康と命の大切さに気づくなど、主体的な学びの実現に努めております。さらに、乳がんを含むがんに関する知識を深め、指導力の向上を図るために、がん教育指導者研修会を開催し、参加者がこの研修で得た成果を各学校での指導に生かしているところであります。

なお、現在、国において、新学習指導要領に対応したがん教育のあり方について検討が行われていることから、その動向を注視するとともに、関係部局と連携し、県医師会からも意見をいただきながら、学校におけるがん教育の充実を図ってまいります。

次に、教職員の多忙化解消についてであります。県教育委員会が策定した多忙化防止計画の趣旨や内容は、校長会議や市町村教育長会議など、あらゆる機会を通じて説明してきており、各学校では多忙化の解消に向けた取り組みが進められております。

本計画の重点である勤務時間の管理に関しては、現在、五つの市町村がタイムカード等を導入済みで、三つの市町が検討中であります。今後、その効果を検証し、市町村教育委員会に情報を提供していく予定であります。また、その他の市町村についても、勤務時間管理簿による管理がより適正なものとなるよう、学校訪問などの機会を捉え、引き続き働きかけてまいります。

また、業務改善についても、今年度から新たに小学校へ配置されているスクール・サポート・スタッフの有効活用を促すとともに、市町村教育委員会や各学校と連携し、会議や調査・照会物等の見直しを検討することとしております。併せて、校長等が教職員一人一人のタイムマネジ

メント力の向上について指導できるよう、管理職を対象とした研修を実施し、業務の改善に努めてまいります。

部活動指導員に関しては、今年の五月に実施した調査によると、年度内に配置を希望すると回答したのは六つの市町でありましたが、年度途中における人材確保や予算措置などの課題も把握できたことから、来年度からの導入に向けた検討を進めることとしております。

なお、土日や休日の大会引率に係る振替などは、市町村教育委員会の管理下で適切に行われているものと認識しており、県教育委員会といたしましても、引き続き指導してまいります。今後は、大会引率に係る振替や、週末における部活動休養日の設定状況を調査し、その結果を踏まえ、各校の実情に応じた適切な部活動運営に関する指導を行うことで、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に努めてまいります。

以上でございます。

●十八番（石川ひとみ議員） 多岐にわたりありがとうございます。知事にお伺いを伺点かしたいと思います。

イージス・アショアについてですが、知事は、多項目について、この質問状に文書で回答するようにと、防衛省の方に提出をされています。先ほど来お話を伺いますと、納得をしない限りは調査も進めてはいけないという方向と認識してよろしいでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） ただ、電磁波等については、調査をしないことには、周辺の建物、あるいは緩衝、まあ樹木の高さなんかによって減少しますので、どこに配置するかによって、例えばサイドローブの及ぶ範囲がどこまでか、これは電波関係の環境調査、影響調査、これをやらなくことには、答えようがないということもあるんです。ですから、むしろそういう調査はやって、そのかわり、そのデータ、あるいはその対策をしつかり具体的に示してもらおうという、そうでなければ、なかなかそこは非常に難しい面ですけれども、相手もやっぱり前提の調査をしないと

わからない面があるんです。そこをどういうふうに解釈するかです。ですから、電波の関係は、今、周辺の建物を相当広く、高さ、あるいは材質を調査すると思います。ただ、それは、どこにやるかによって影響範囲が違いますので、そこら辺は、それまで拒むのかということも、またそこまでは拒めないのではないかと、そこでもあります。やっぱりそのかわり調査結果をしつかり示してもらおうという、そこではないかと思えます。

●十八番（石川ひとみ議員） 今日午後から現地、自衛隊の新屋演習場を視察することになっておりますが、知事も御一緒にということですが、どういった観点で知事は視察をされますか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） ルーマニアのデベセルですか、あの基地を見ますと、一平方キロに分散配置なんです。レーダー、あるいはロケット、管理棟、これを一カ所にまとめるというよりも分散です。そういうことがあそこできるのかどうかと。単純な話、レーダーを海側に持つてくると、ロケットは住宅側に持つてくるという。この逆もあるんですね。ですから、そういう配置の中でどのくらい離せるかどうかという非常に難しい面があると思うんです。そこら辺、ルーマニアの例を、しつかり、私の方で航空写真全部ありますので、あれと同じような配置なのか、あるいは集約配置なのか、そこら辺によって全く違ってきます。そこら辺も今、例の質問状には、どうなのかということを書いていきます。いざ、ルーマニアの一平方キロというのは、まあぎりぎりの範囲です。あそこはその周りに相当な緩衝地帯がありますので、そこら辺を我々が今日しっかりと見る必要があると思います。

●十八番（石川ひとみ議員） 今日ごらんになって、これまでも言われているように、住宅地には接近しているということでしょうか、そこら辺も含めて、知事は今後も住民に納得いくように、そしてまた住民の意見を県としてもきっちり伺っていたら、毅然とした態度で国に臨ん

でいただきたいというふうに要望します。

もう一点、乳がんの予防についてですが、先ほどのお話では、検診のクーポンですとか出前講座というお話がなされたと思います。ただ、これまでとは違って、もっと一歩二歩進んだ形で、ぜひ予防に向けた動きをつくっていただきたい。そしてその請願を提出された方の思いを通していただきたいということです。いま一度そこについてお答えをいただければと思います。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 一般の職域の健康診断で、乳がん検診、マンモグラフィーも併用してやっているところもあります。ただ、事業所の数は非常に少ないのです。ただ、そういう中で、まず職域診断において、健康診断において、そういうものを福利厚生でやっていただき、それをまず広げる。ただ、それに、そこでやらなくても、一般の県、あるいは国、市町村でやっていることはやれるのです。ただ、PRの仕方が少し少ないと思います。ですから、そういうところで、職域診断でやらなくても一方でクーポンでやれる、そういうところが活用されているかどうかというのを、もう少し検証が必要でしょう。今の実態から、一方でクーポンとか県の補助でやっているのは年齢制限がありますので、そういうところを広げることがいいかどうか、まあ適正なのかどうかという、そこから辺は少し研究すべきところだと思います。

●副議長（竹下博英議員） 十八番石川議員の質問は終わりました。以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時七分散会